

# 社会福祉法人村上岩船福祉会 障害者支援施設いわくすの里管理運営規則

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人村上岩船福祉会が設置する障害者支援施設いわくすの里（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な施設障害福祉サービスを適切かつ効果的に行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供する。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 前2項のほか、新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第24号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援施設いわくすの里
- (2) 所在地 新潟県村上市上の山2番17号

## (提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設で行う施設障害福祉サービスの種類は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護
- (2) 施設入所支援

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1人

個別支援計画の作成に関する業務を行うほか、利用者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 医師 2人（嘱託）

利用者に対する診療及び健康指導を行う。

(4) 看護師 2人

利用者の看護並びに健康管理を行う。

(5) 生活支援員 15人

利用者の日常生活上必要な支援や自立した日常生活を営む上で必要な支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(6) 理学療法士 1人

利用者が日常生活を営む上で必要な機能を維持できるように適切な機能訓練を指導及び実施する。

(7) 作業療法士 1人

利用者が日常生活を営む上で必要な機能を維持できるように適切な機能訓練を指導及び実施する。

(8) 栄養士 1人

利用者の栄養管理及び食事に関する業務を行う。

(9) 事務職員 1人

事業所に必要な事務を行う。

(昼間実施サービスにかかる営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日

(2) 営業時間

ア. 生活介護 午前8時30分から午後5時15分

(3) サービス提供時間

午前9時から午後4時とする。延長は午後5時までとする。ただし、行事や活動内容等において変更が生じる場合は、事前に連絡を行い実施するものとする。

(施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員)

第7条 事業所が行う施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

(1) 生活介護 26人

(2) 施設入所支援 20人

(施設障害福祉サービスの種類ごとの内容)

第8条 事業所で行う施設障害福祉サービスの種類ごとの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活介護

ア. 個別支援計画の作成

イ. 入浴の介護又は清拭

ウ. 排せつの介護

エ. 食事の介護

オ. その他の日常生活上必要な支援

カ. 創作的活動及び生産活動の機会の提供

キ. 健康管理

ク. 食事の提供

ケ. 送迎サービス

コ. 相談及び助言

(2) 施設入所支援

ア. 入浴の介護

イ. 排せつの介護

ウ. 食事の介護

エ. その他の日常生活上必要な支援

オ. 相談及び助言

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第9条 施設障害福祉サービスを提供した際には、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第2条第13号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、事業所において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。ただし、特定障害者特別給付費を受給する支給決定障害者については、朝食、昼食、夕食、光熱水費の合計月額を厚生労働大臣が定める食事等の負担限度額を上限として徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

ア. 朝食 1食につき420円

イ. 昼食 1食につき600円

ウ. 夕食 1食につき530円

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のうち300円を徴収する。

(2) 創作的活動にかかる材料費 実費

(3) 光熱水費 1日につき320円

(4) 個人専用の家電製品の電気代

ア. 冷蔵庫 1日につき20円

イ. テレビ 1日につき10円

ウ. パソコン 1日につき10円

エ. 電気毛布 1日につき10円

(5) 日用品費 実費

(6) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担さ

せることが適當と認められるもの。 実費

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(昼間実施サービスにかかる通常の事業の実施地域)

第10条 事業所が行う施設障害者福祉サービスの通常の実施地域は村上市及び岩船郡とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たって、利用者は次の事項に留意しなければならない。

(1) サービスの利用に当たっては、他の利用者の迷惑になる行動は慎むこと。

(2) 飲酒、喫煙については決められた場所で行うこと。

(3) 外出する場合は、事前に届け出ること。

(4) 利用者の心身の状況について必要なことは職員に報告すること。

(5) 園内において、他の利用者に迷惑になるような政治活動、宗教活動は慎むこと。

(6) 園内に危険物を持ち込んではならないこと。

(7) 物品を破損させた場合、弁償させることがある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第13条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第14条 事業所において施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周

知

(秘密保持等)

第16条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情解決)

第17条 提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(地域生活支援拠点)

第18条 事業所は、地域生活支援拠点として体験の機会・場を提供する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存する。

附 則（平23.3.30）

1. この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 社会福祉法人村上岩船福祉社会障害者支援施設いわくすの里管理運営規則（平成22年4月1日施行）は廃止する。

附 則（平23.7.29）

1. この規則は、議決の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平24.1.25）

1. この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.12.27）

1. この規則は、議決の日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則（平25.3.25）

1. この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.7.26）

1. この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平26.7.25）

1. この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平27.3.27）

1. この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平30.6.6）

1. この規則は、議決の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平31.3.6）

1. この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令3.4.30）

1. この規則は、議決の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令3.7.28）

1. この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令4.3.9）

1. この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4.6.8）

1. この規則は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令5.9.27）

1. この規則は、議決の日から施行する。

附 則（令6.3.1）

1. この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令6.3.25）

1. この規則は、令和6年4月1日から施行する。